様式第１０（第２９条関係）

（表）

第　　号

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第 22 条第２項の規定による身分証明書

写真

官職及び氏名
生年月日　年　月　日

年　月　日発行

主　務　大　臣　　印

（裏）

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律抜すい

（報告徴収及び立入検査）

第 22 条　主務大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、登録検査機関に対し、その生物検査の業務に関し報告を求め、又はその職員に、登録検査機関の事務所に立ち入り、登録検査機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

２　前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

３　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第 44 条　次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした登録検査機関の役員又は職員は、30 万円以下の罰金に処する。

一・二　（略）

三　第 22 条第１項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

備考　この身分証明書の用紙の大きさは、日本工業規格Ａ６とする。